

第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画事業にかかる振り返りシート

基本目標:4 介護保険事業の充実

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標		
1 在宅サービスの充実	(1)訪問介護	利用者の居宅を訪問し、自立した日常生活が送れるよう必要な支援を行います。ホームヘルパーが、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は11事業所(うち有料老人ホーム等提携事業所は5事業所)あります。年々高齢者のニーズが上昇傾向にあります。介護支援専門員アンケート調査結果では供給が不足していると感じている方が84.4%でした。	◎	単身高齢者等の増加により、今後さらに利用ニーズの上昇が予測されることから、新規事業所の参入促進を図るとともに、住民主体型サービスの拡充など介護人材不足解消に向けた取組を進めます。	改善・充実			
	(2)訪問入浴介護	利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の居宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は、ありません。					重度要介護者が可能な限り住み慣れた自宅において生活ができるよう、ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。	
	(3)訪問看護	療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は6事業所あります。第8期計画と比較してニーズが増加傾向にあります。					終末期、医療ニーズの高い要介護者に対応できるようニーズの把握に努めます。	
	(4)訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。リハビリテーション専門職が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者はありません。訪問看護ステーションによってサービスが提供されています。					国の方針を踏まえ、必要に応じて新規事業所の参入を促進します。	
	(5)居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。	高齢福祉課	利用者数は増加しており、今後もサービス提供体制の充実を図る必要があります。					医療との連携を図りながら在宅療養者が長期的に在宅生活を継続できるようサービスの提供に努めます。	
	(6)通所介護	通所介護事業所において、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身的及び精神的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課	市内に提供事業者は11事業所(地域密着型通所介護を除く)あります。					早期・延長・休日利用等ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。	
	(7)通所リハビリテーション	心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上の自立を図ります。利用者が介護老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリサービスを提供します。	高齢福祉課	市内に提供事業者は1事業所あります。					リハビリテーションに特化した通所介護事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、必要に応じて新規事業所の参入を促進します。	
	(8)短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。介護老人福祉施設等へ短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供します。	高齢福祉課	市内に提供事業者は5事業所あります。					ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。	
	(9)短期入所療養介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期入所してもらい、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の支援などのサービスを提供します。	高齢福祉課	市内に提供事業者は1事業所あります。					ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。	
	(10)特定施設入居者生活介護	特定施設に入所している利用者に対し、入浴、食事等の日常生活上の支援や介護を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は1事業所あります。					ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。	
	(11)福祉用具貸与	福祉用具の貸与を行います。利用者が可能な限り自立生活が送れるよう支援を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は4事業所あります。					重度化防止に資するように目標を設定し、計画的に福祉用具の貸与を行うことにより、利用者の自立支援を図ります。	有
	(12)特定福祉用具販売	日常生活の自立を助けるための福祉用具購入費を支給します。入浴用品や排せつ用品等、貸与になじまない福祉用具について、その購入費用を支給します。	高齢福祉課	令和3年8月より、受領委任払いによる支払制度を開始しました。					適切なケアマネジメントにより提供された福祉用具について、その購入費用を支給します。	
	(13)住宅改修	高齢者の住まいを安全で使いやすくするため、また介護者の負担を軽減するために、要介護状態区分等に関わらず、改修費用の20万円を上限とし、7割から9割を限度に支給します。	高齢福祉課	令和3年8月より、受領委任払いによる支払制度を開始しました。					認定者の日常生活動作の改善と生活利便性の向上、介護者の負担軽減のために行われた改修に対し、住宅改修費を支給します。	

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
1 在宅サービスの充実	(14) 居宅介護支援	居宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者は12事業所あります。市内介護支援専門員の資質向上に向けて、新任ケアマネ、一人ケアマネ事業所等を中心としたケアプラン点検を実施しました。	◎	要介護認定者の増加並びに在宅介護高齢者の増加が見込まれることから、各事業所との連携を密にするとともに、利用者ニーズを把握するとともに新規事業所の参入を促進します。	改善・充実	有
2 地域密着型サービスの充実	(1) 夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または連絡を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。	高齢福祉課	市内に提供事業者はありませんが、必要としている高齢者は年々上昇傾向にあります。	◎	利用者ニーズ、サービス提供事業者の把握を行う中で、新規事業所の参入を促進します。	現状維持	
	(2) 認知症対応型通所介護	利用者に対し、入浴や食事、排せつなどの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。	高齢福祉課	市内に提供事業者はありません。今後認知症高齢者の増加とともに利用ニーズが高まる可能性があります。		介護人材の状況や利用ニーズの把握に努めながら、認知症高齢者の増加に対応するためのサービス提供を検討し、必要に応じ新規事業所の参入を促進します。		
	(3) 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の容態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。	高齢福祉課	市内に提供事業者は1事業所あります。看護小規模多機能型居宅介護への移行を目指していましたが、移行できませんでした。		医療ニーズが高い中重度要介護者が可能な限り住み慣れた自宅において生活ができるよう、ニーズを把握するとともに事業所の情報提供を行っていきます。		
	(4) 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護に訪問看護を一体化させ、その利用者の状態に合わせて看護サービスも提供可能にしたものです。	高齢福祉課	市内に提供事業者はありません。		今後医療的ケアが必要な利用者や看取りケアを希望する利用者の増加が見込まれます。参入以降が示された事業所に対し支援を行います。		
	(5) 認知症対応型共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。	高齢福祉課	市内に6施設81床が整備されています。令和5年4月1日現在の待機者数は、12人でした。施設によっては空床があります。		待機者数、認定者数の状況から、第9期中は新たな整備を行わないこととします。今後認知症高齢者の増加が見込まれるため、利用者ニーズを把握し計画的に施設整備について検討していきます。		
	(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で自宅では介護ができない人を対象として、定員30名未満の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行います。入所者は、要介護3以上の方が対象です。	高齢福祉課	市内に1カ所20床が整備されています。市内に整備されている特別養護老人ホームへ1年以内に入所を希望する待機者数は、令和5年4月1日現在61人でした。近年待機者数は減少傾向にあります。		待機者数、認定者数の状況から、第9期中は新たな整備を行わないこととします。今後も認定者数の伸びや他施設等の整備状況及び利用ニーズを見ながら、長期的な観点のもと整施設整備について検討していきます。		
	(7) 地域密着型通所介護	利用定員が18名以下の小規模な事業所で、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課	市内に提供事業者は6事業所あります。		早朝・延長・休日利用等ニーズの把握に努めるとともに、対応できる事業者の確保に努めます。		
3 施設サービスの充実	(1) 介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対し、入浴、食事などの日常生活上の支援や介護を行います。要介護3以上の方が対象の施設です。	高齢福祉課	市内に3カ所210床が整備されています。市内に整備されている特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)の待機者数は、1年以内に入所を希望する待機者数は、令和5年4月1日現在61人でした。近年待機者数は減少傾向にあります。	◎	待機者数、認定者数の伸びや他施設等の整備状況及び利用ニーズを見ながら、長期的な観点のもと施設整備について検討していきます。また、必要性が高い入所申込者への配慮のため、特例入所について整理を行います。	現状維持	
	(2) 介護老人保健施設	心身の状態が安定している人に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援を行います。	高齢福祉課	市内に1カ所170床が整備されています。令和5年4月1日現在の待機者数は151人でした。		入所待機者調査を実施し、利用者ニーズの把握に努めます。		
	(3) 介護療養型医療施設	療養型病床群等を持つ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の支援、機能訓練などの必要な医療を行います。介護療養型医療施設の経過措置期間は、令和6年3月までとなっています。	高齢福祉課	市内に整備されている1カ所の介護療養型医療施設について、介護医療院への転換の意向は示されませんでした。		令和6年3月31日廃止見込みです。		
	(4) 介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象としており、長期的な療養生活を送るのにふさわしい生活施設としての「住まい機能の強化」と「日常的な医学管理」「看取りやターミナルケア」等の機能を兼ね備えた施設です。	高齢福祉課	市内には整備されていません。		参入事業所の把握に努めます。		
4 介護人材の育成と確保	(1) 介護人材の育成	介護職を対象とした医療関連の研修会を開催し、人材の育成に努めます。	高齢福祉課	介護職員等に対し、口腔ケアを中心とした知識や技術の習得を目的とした研修会を開催しました。様々な介護保険サービス事業所等が参加できるよう、関係機関と連携し、介護従事者のスキルアップ、モチベーション向上につながる研修を企画する必要があります。	○	在宅医療・介護連携推進事業を活用し、関係者と連携しながら研修を充実します。	現状維持	

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
4 介護人材の育成と確保	(2)介護人材の確保	介護従事者の研修の機会をつくり、福祉の人材育成と確保を進めます。	高齢福祉課 子育て支援課 商工課	市内事業所へ介護現場における介護ロボット、ICTの活用、介護人材確保のための宿舎施設等にかかる整備補助等についての情報提供を行いました。 高校生、大学生、一般求職者を対象に、Webを活用した瑞浪市合同企業説明会を開催し、市内福祉事業者を含む就労情報を発信しました。 ひとり親家庭の保護者に対し、介護福祉士等の資格を取得する際の高等職業訓練促進給付金についての情報提供を行いました。	○	引き続き、市内事業所へ補助制度等の情報提供を行います。 福祉の仕事内容や補助金等についての情報提供を行い、福祉分野への就労促進に努めるとともに、就職希望者と事業者をマッチングできるように、瑞浪市合同企業説明会事業を開催します。	現状維持	
5 介護給付適正化の推進	(1)介護給付適正化事業	介護保険事業の適正な運用と持続的な運営のために、ケアプランや住宅改修等の点検、医療情報との突合及び縦覧点検などを行います。	高齢福祉課	ケアプランについて、市内サービス提供事業所等と協働し、スーパービジョンによる点検を行いました。 給付について、適正化システムを利用し、身体状況にそぐわない給付や過剰なサービス等になっていないか等、点検を行いました。	○	利用者に対する適切なサービスを確保しつつ、介護給付や介護保険料の上昇を抑制するために、今後も介護給付適正化事業を実施していきます。	現状維持	有
6 感染症対策の推進	(1)感染症対策の推進	感染症等の流行への対応として、国や県からの感染症対策に係る情報を介護施設等に周知します。	高齢福祉課	国や県からの感染症対策に係る情報を介護施設等に周知しました。 市内サービス提供事業所における利用者等の感染症発生状況について、当該事業所に同意を得たうえで、他の事業所に情報提供を行いました。	○	感染症対策に関する情報提供及び研修への参加を呼びかける等、サービス提供事業所と連携して感染症対策に取り組みます。	現状維持	